

Arida Information

～有田市からのお知らせ～



人口・世帯数
【令和5年4月1日現在】
人口 26,060人(前月比-94人)
男 12,410人 女 13,650人
世帯数 11,703戸

※試験区分ごとに受験資格の要件があります。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

採用予定日 令和6年4月1日
第1次試験 6月3日(土)～6月18日(日)
※テストセンターで受検できる期間です。
市内会場は6月18日(日)に実施します。
申込み 5月1日(月)～19日(金)

有田市職員 採用試験案内

問 総務課 Tel 22-3742

第1次試験はSPI3を実施します

本市では、未来を切り拓く発想力や行動力のある人材を求めています。第1次試験では、多くの民間企業が採用している総合検査SPI3を実施します。市内の試験会場のほか、全国のSPIテストセンターでも受検できます。

試験区分	採用予定人員
一般事務職Ⅰ	3人程度
建築技術職	2人程度
保健師	2人程度
保育士	2人程度



ごみの分別・減量にご協力を

問 生活環境課 Tel 22-3565

■プラスチックごみの分別について

市では、プラスチックごみをリサイクルするために分別収集に取り組んでいます。下記はリサイクルできないため、プラスチック製であっても、プラスチックの袋には入れないでください。

●汚れがついたままのもの

他のきれいなプラスチックまで汚してしまいます。害虫の発生や臭いの原因にもなるので、必ず中身を使い切り、水洗い等で汚れを落としてから出すようにしてください。汚れが落ちないものは、プラスチック製であってもその他の不燃物の袋で出してください。

●プラスチック以外の素材が付いているもの

プラスチック以外のものが付いている場合は外してください。プラスチック以外のものが付いていて外せない場合は、その他の不燃物の袋で出してください。
(例：台所用品、おもちゃ、文房具等)

■ごみを減量するためには

家庭から出るごみを減量するためには、最も多いごみ『生ごみ』の減量が効果的です。

1 使いきり

食材を残さず
使い切ろう

- ・買物前に冷蔵庫を
チェックしよう
- ・消費期限を把握して、
食品ロスを
減らしましょう



2 食べきり

料理はおいしく残さず
食べ切ろう

- ・料理は必要な量だけ
作りましょう
- ・余った食べ物は上手に
保存しましょう



3 水きり

生ごみはしっかり
水を切ろう

- ・切りくずはできるだけ
濡らさないようにしましょう
- ・お茶やコーヒーの出し殻は
乾かして捨て
ましょう



生ごみの
約80%が水分と
言われています



お知らせ

市役所の組織が変更になりました

- ①経営管理部経営企画課に「病院企画室」を創設し、市立病院の事業会計や、令和8年度開院をめざす市立病院建設業務に取り組めます。
- ②市民福祉部福祉課子ども係を「子ども課」として創設し、児童虐待などの昨今の子どもの関する複雑多様化する問題対応を強化することにも、保育行政や子育てに関する施策の充実に取り組めます。
- ③福祉相談室福祉相談係を福祉課福祉相談係とし、福祉課が包括的な相談支援体制を引継ぎ、あらゆる福祉関係の相談窓口となる機能を有し、多様化、複雑化する福祉ニーズに切れ目のない支援を実施します。

問 総務課 Tel 22-3746

春の全国交通安全運動

期間 5月11日(木)～20日(土)

○こどもを始めとする歩行者の安全の確保

○横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

○自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

※4月から自転車利用者すべてにヘルメット着用が努力義務となりました。

交通安全ルール・マナーを厳守し安全を確保しましょう！

問 防災安全課 Tel 22-3721

集団健診(特定健診・がん検診)

実施日	健診場所	申込締切
6月18日(日)	文化福祉センター	5月25日(木)
6月21日(水)	北原会館	5月30日(火)
6月27日(火)	辰ヶ浜ふれあいセンター	6月5日(月)
7月4日(火)	保田公民館	6月12日(月)

受付時間 8時～9時

※すべて無料です。

※事前に電話またはWebにてご予約ください。



Web申込みはこちら



■特定健診

対象 40～74歳の国保加入者

※対象の方に受診券を4月下旬に発送しています。

内容 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査

■がん検診

対象 がん検診受診券を確定してください。

※対象の方に4月下旬に発送しています。

検診種別 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・肝炎ウイルス

※6月18日(日)は野菜摂取レベルが分かる「ベジチェック®」などの測定ができます。

申・問 保険年金課 Tel 22-3512
保健センター Tel 82-3223

国民年金について

■受給されている方が死亡したとき

○未支給年金の請求について

年金は死亡した月分まで支払われます。死亡した方に支払われるべき年金があるとき、生計を同じくしていた遺族の方に支払われます。

添付書類等

- ①年金証書(亡失の場合も手続き可能)
- ②請求者の住民票謄本もしくはマイナンバーを確認できるもの
- ③請求者の預金通帳(現物)
- ④請求者との続柄を確認できる書類(戸籍等)
- ⑤住所が別の場合は生計同一証明

■死亡一時金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある被保険者が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、死亡者と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。

死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて決まっています。(12万円～32万円)

※死亡から2年経過すると、請求が時効になりますのでご注意ください。

問 和歌山西年金事務所
保険年金課 Tel 073-447-1660
Tel 22-3504



ため池や水路での事故を防ぎましょう

農作業の盛んになるこの時期は、ため池や水路の水位が通常より高い状態が多く、ゲリラ豪雨等により急激に水位が上昇する恐れもあります。子どもたちには大変危険な場所となりますので、ため池や水路に近づいたりしないよう、ご家族のほか地域全体でのお声かけをお願いいたします。

問 建設課 Tel 22-3612



大麻やけしの栽培は禁止されています



大麻や一部のけしは法律で栽培、所持、使用等が禁止されています。もしそれが大麻やけしだと知らなくても栽培している事実があれば罪に問われることがあります。もし見つけた場合はご連絡してください。

問 湯浅保健所 Tel 64-1293